

改正案の素案、「障害」の定義めぐり意見分かれる 川崎理事長「基本法抜本改正」の意見書提出

内閣府は 10 月 12 日、「障がい者制度改革推進会議」の第 21 回会合を開き、障害者基本法改正案の「総則」と「推進体制」について議論されました。議論のたたき台として総則の「条文イメージ素案」が示されましたが、特に「障害」の定義については意見が分かれました。この中で川崎理事長は「制度間差別の是正」を基本法抜本改正の検討事項にするよう意見書を提出しました（下記参照）。

次回会合は 27 日に開催されます。素案を基にさらに議論を進め、意見集約を行う予定です。

障害者基本法 第 4 条 改正案

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務及び障害者間の施策格差を是正する責務を有する。

※ 「太字部分」が改正案です。差別禁止法制定の前提として、現存する差別→医療費助成など障害間格差、制度間格差の是正を国及び地方公共団体の責務として基本法に明記するよう求めています。

甲州・東海ブロック静岡大会(10/19, 20)開催 — 全福連(みんなねっと)との一体感広がる —

川崎理事長は、推進会議や総合福祉法の議論の現状を伝え、制度改革へ、100 万人署名へ、今こそ一緒に声を挙げましようと呼びかけました。

分科会では愛知「びわの会（一宮市）」会長の落合さんが「家族会結成」「医療費助成」「署名」など新鮮な活動実践を紹介されました。来年は三重県松阪市で開催予定です。



愛知障害フォーラム 御園県知事選候補と懇談 障害者施策のマニフェスト反映を要請

10 月 26 日の懇談会には愛家連、名家連が出席する予定です。精神としては『精神障害者は県の医療費助成制度（全科対象）から除外されています。身体、知的障害者と同様に「精神障害者を県の障害者医療費助成制度の対象とする」ことを公約に掲げて下さい』という要望を行います。（「文面」については愛知障害フォーラムと事前調整致します）